



令和 3 年 8 月 24 日

鹿児島労働局長

三輪 宗文 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 山本 晃正

鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の  
必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和3年7月21日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自動車(新車)小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。